

評議員及び役員の報酬等に関する規程

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人兼輝友の会かねしま保育園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、評議員及び役員等の報酬に関し事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりである。

- (1) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款15条に定める理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円（所得税控除後）を支給する。

- 2 役員が、その職務のため理事会に出席した時は、その出席1日につき、5,000円（所得税控除後）を支給する。
- 3 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円（所得税控除後）を支給する。

(報酬等の支払い方法)

第4条 報酬等は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第5条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(附則) この規程は平成29年4月1日から執行する。

(附則) この規程の改定は 年 月 日から施行する。

(附則) この規程の改定は 年 月 日から施行する。